工事請負契約等に係る入札参加停止

独占禁止法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第２条第１項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

１　入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第２第４号（独占禁止法違反）に該当する。

２　措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商　　号	新明和工業株式会社
代表者氏名	取締役社長　五十川　龍之
本店所在地	兵庫県宝塚市新明和町 1-1
停 止 期 間	３か月

３　入札参加停止の理由

新明和工業株式会社を含む特装車製品の製造販売業者らは、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和７年９月 24 日、公正取引委員会が違反事実を認定した。なお、新明和工業株式会社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。

４　停止期間の始期及び終期

令和７年 10 月 22 日から令和８年１月 21 日まで

（参考）

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第２第４号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	６か月以上24か月以内

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第４条第３項

知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第５条第１項第１号から第３号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。